

船橋校区地区防災計画



令和3年度版

「互近助力」

～たぶんではなく絶対安心安全な船橋校区～

- 目次 -

1. 計画の対象地区の範囲	1
2. 基本方針(目標)	1
(1)船橋校区自主防災会の地域防災に関する考え方	
(2)近助の意味と精神とは	
(3)近所の結びつきを強める行動・習慣	2
3. 災害特性	2
浸水想定	
4. 防災活動体制	4
(1)船橋校区自主防災組織図	
(2)船橋校区避難所運営委員会組織図	6
5. 平常時の活動	7
(1)船橋校区自主防災会5カ年計画案	
(2)各種訓練案	10
(3)各事業案	11
(4)避難所運営委員会、自主防災会委員選出方法案	
(5)地区(合同自治会)別防災委員選出方法案	12
(6)自主防災会と避難所運営委員会	13
(7)各呼び方について	14
(8)避難所運営委員会、自主防災会担当案	15
(9)その他(今後の展開)	
6. 防災訓練の実施	16

(1)わが家は大丈夫、お隣さんは？「黄色い小旗作戦」

(2)訓練内容

7. 防災訓練の検証17

「黄色い小旗」作戦結果(船橋校区)

8. 参考資料20

1 計画の対象地区の範囲

本計画の対象範囲は「船橋校区」とする。



2 基本方針(目標)

(1) 船橋校区自主防災会の地域防災に関する考え方

一般的に「自助・共助・公助」が基本的な考えとされていますが、自助・共助の間に近助を入れて、災害発生直後ですぐに行政が動けないタイミングに隣近所が助け合う仕組みを作り人的被害の低減を目指した「黄色い小旗作戦」を開始して最低年間3回は掲揚訓練を行っています。

この近助を実践する場合重要なのは、自分たちの地域は自分たちで守ると言う強い意識を持つことだと思います。

(2) 近助の意味と精神とは

我々は一人では生きていけません色々な人が存在することで世の中が成り立っています。自分の事は可能なかぎり自分でやり、それでも対応できない時は隣近所、知り合い、行政へ助けを求めたりして相談し解決することです。普通隣人同士は何かしらどこかで迷惑をかけたり助け合いながら生きています。「遠くの親戚より近くの他人」とはよく言ったものです。

それがお互い様ということです。これからは「ご近所同士で互いに助け合う行動を「互近助」と言いましょう。」地域だけでなく、職場・出先・学校等、今いる場所全てで非常時には

お互いに助け合う習慣が付くことで住み良い街づくりになります。

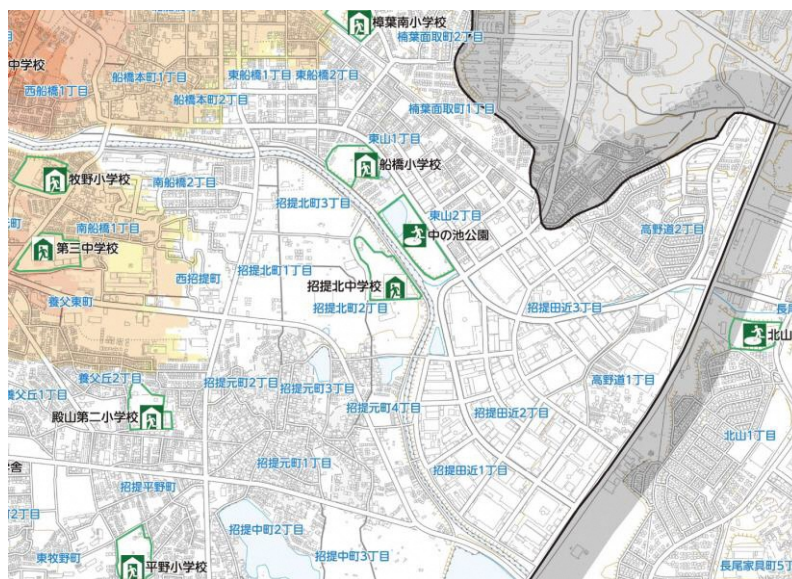
(3)近所の結びつきを強める行動・習慣

挨拶は気付いた方から先に	掛けられたら倍返し
気持ち良い距離感を持った挨拶を	他人のプライバシーは禁句
回覧板は出来るだけ手渡して	回覧内容で世間話に花咲くかも
地域の行事は積極的に参加	楽しく出来る様アイデアを出し合う
向こう三軒両隣で安否確認	黄色い小旗が掲揚されていることを
地域清掃はコミュニケーションの最高のチャンス	

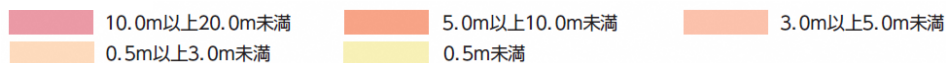
3 災害特性

浸水想定

①淀川



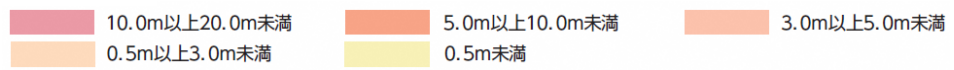
【想定浸水深】



②船橋川

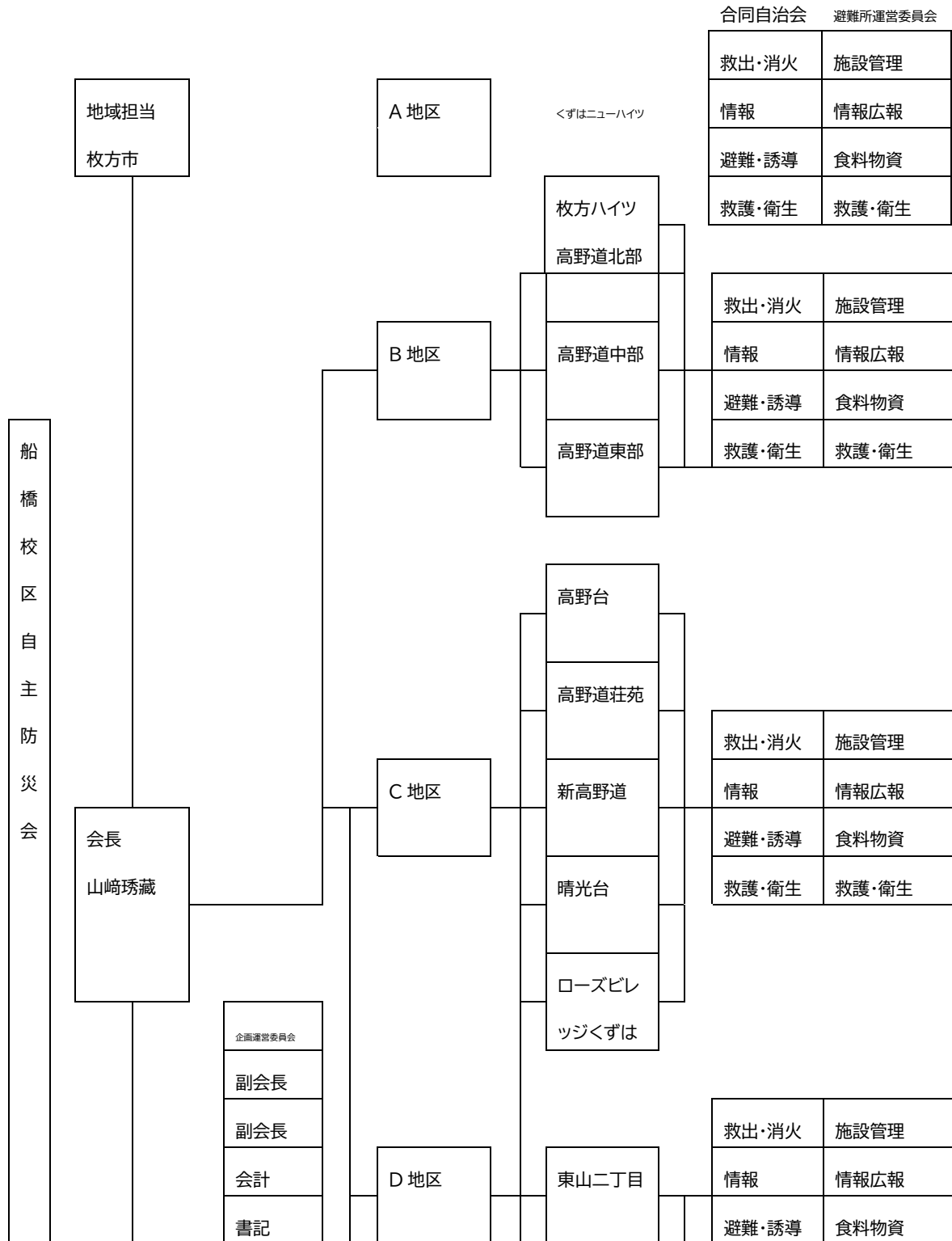


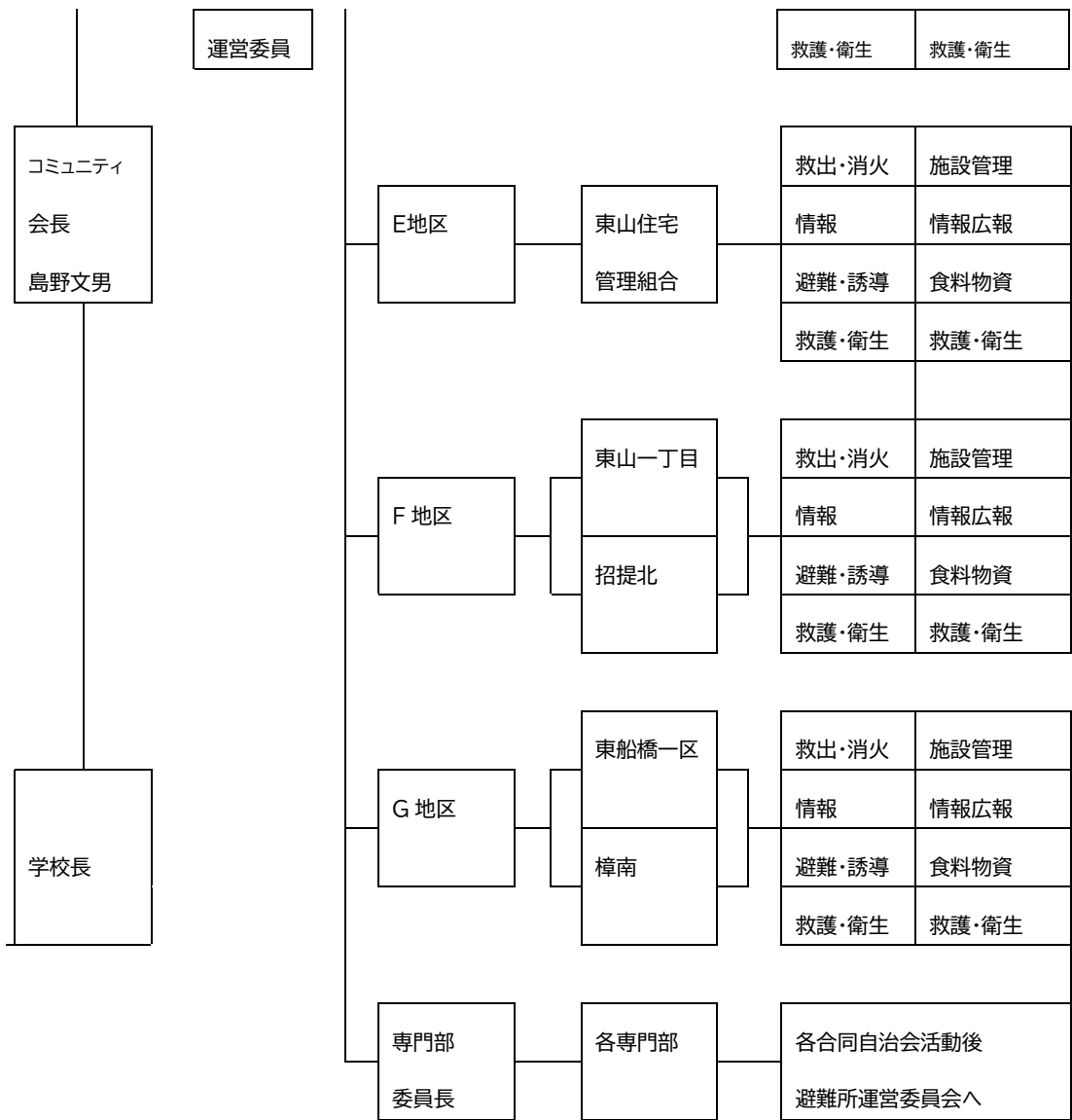
【想定浸水深】



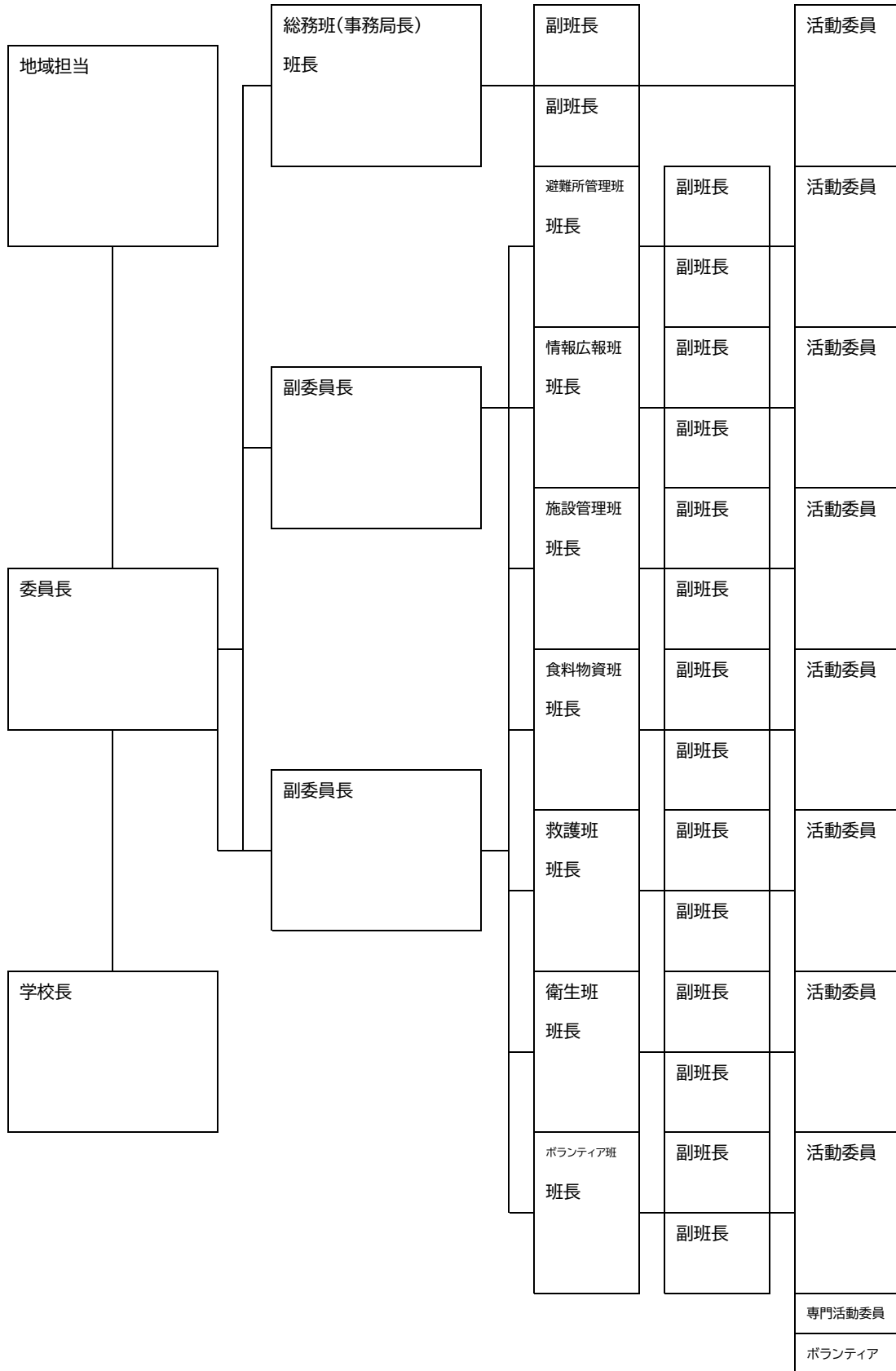
4 防災活動体制

(1) 船橋校区自主防災組織図





(2) 船橋校区避難所運営委員会組織図



5 平常時の活動

(1) 船橋校区自主防災会5カ年計画案

「たぶん安心安全な船橋」ではなく「絶対安心安全な船橋」を目指して、校区自主防災会では5カ年計画を立て活動していこうと考えています。

合同自治会として安否確認名簿の作成、防災マップ作成、資機材の充実など、自主防災会として校区のリーダー及びスタッフにつながるひとづくり、専門知識を持ったボランティアスタッフの確保、中学生ボランティア募集などを行い、災害に備えたいと考えております。災害が起き、避難所運営委員会を立ち上げる際に、スタッフ、ボランティアが最低でも100名は集まる、そんな組織を5年間で構築したいと考えています。また、スタッフ、ボランティアのスキルを高めるための研修訓練、定期的に全会員向けの総合訓練を実施することにより、会員の皆様の意識を高めるとともに校区ならではの問題点も探求していきたいと考えています。「たぶんではなく絶対安心安全なまちづくり」のために、ご理解いただき、積極的に参加していただきますようよろしくお願いいたします。

年度	月	内容
前年	10月	合同自治会審議
	11月	企画運営委員会 (合同自治会地区分け、選出委員人数、組織図、5カ年計画作成)
	12月	各自治会に提案
	1月	コミュニティ協議会にて承認
	2月	防災委員選出依頼をコミュニティ会議にて提出
	1年目	
	5月	【全体会議】1年間のスケジュール、5ヶ年計画案発表 自主防災会、避難所運営委員会、組織図説明 安否確認名簿(会員)作成提案、確認表配布
	7月	【全体会議】安否確認名簿(会員)作成状況(回収)確認 役割説明及び役割分担
	9月	【全体会議】安否確認名簿(会員)作成状況(リスト)確認 DIG 訓練など
	11月	【全体会議】安否確認名簿表(会員)提出 役割別研修訓練 (ADL、消火、情報、誘導、搬送、資機材など)
	2月	【全体会議】1年間の成果と反省 次年度運営委員会委員長、副委員長、班長 (自主防災会役員の選出)

年度	月	内容
		次年度スケジュール(全体、役割別)、予算案作成
		次年度防災委員選出依頼
2年目		【防災マップ作りとリーダー作り】
	5月	【全体会議】1年間のスケジュール、5ヶ年計画案発表
		自主防災会、避難所運営委員会、組織図説明
		安否確認表(コミュニティ用、地区用)作成、保管
		防災マップ作成提案
		専門ボランティアスタッフ募集要項作成
	7月	【全体会議】防災マップ作成(地区ごと)
		専門ボランティアスタッフ募集
		役割説明及び役割分担
	9月	【全体会議】DIG 訓練など
		防災マップ完成
	11月	【全体会議】役割別研修訓練
		(ADL、消火、情報、誘導、搬送、資機材など)
	2月	【全体会議】1年間の成果と反省
		次年度運営委員会委員長、副委員長、班長
		(自主防災会役員の選出)
		次年度スケジュール(全体、役割別)、予算案作成
		各地区資機材購入充実(購入)提案
		次年度防災委員選出依頼
3年目		【資機材充実とリーダー、スタッフ作り】
	5月	【全体会議】1年間のスケジュール、5ヶ年計画案発表
		自主防災会、避難所運営委員会、組織図説明
		資機材購入リストの提示
		ボランティア説明会準備
		専門、中学生ボランティアスタッフ募集要項作成
	6月	専門、中学生ボランティア説明会開催及び募集
	7月	【全体会議】各地区資機材(購入)リスト作成(既存、予定)
		および確認
		役割説明及び役割分担
	9月	【全体会議】DIG 訓練など
		第1次資機材購入状況の把握

年度	月	内容
	11月	【全体会議】役割別研修訓練 (ADL、消火、情報、誘導、搬送、資機材など)
	2月	【全体会議】1年間の成果と反省 次年度運営委員会委員長、副委員長、班長 (自主防災会役員の選出) 次年度スケジュール(全体、役割別)、予算案作成 次年度防災委員選出依頼
4年目		【総合防災訓練、会員以外安否確認表の作成、スタッフ作り】
	5月	【全体会議】1年間のスケジュール、5年計画案発表 自主防災会、避難所運営委員会、組織図説明 総合防災訓練開催告示 会員以外安否確認表作成提案、確認表配布
	6月	専門、学生ボランティア説明会及び募集
	7月	【全体会議】総合防災訓練準備会議(内容、役割説明) 安否確認表回収状況確認
	9月	【全体会議】総合防災訓練準備会議 (役割分担、シュミレーション会議)
	11月	【全体会議】総合防災訓練
	12月	【全体会議】総合防災訓練反省会及び今後の対策について
	2月	【全体会議】1年間の成果と反省 次年度運営委員会委員長、副委員長、班長 (自主防災会役員の選出) 次年度スケジュール(全体、役割別)、予算案作成 次年度防災委員選出依頼
5年目		【5カ年計画作成、資機材補充とスタッフの充実】
	5月	【全体会議】1年間のスケジュール、5ヶ年計画案発表 自主防災会、避難所運営委員会、組織図説明 新たに5ヶ年計画の作成告示
	6月	ボランティア説明会及び募集
	7月	【全体会議】役割説明及び役割分担 5ヶ年計画協議、各自治会の資機材在庫状況
	9月	【全体会議】DIG 訓練など 第2次資機材購入 5ヶ年計画協議

年度	月	内容
	11月	【全体会議】役割別研修訓練 (ADL、消火、情報、誘導、搬送、資機材など)
	12月	【全体会議】5ヶ年計画審議
	2月	【全体会議】1年間の成果と反省
		次年度運営委員会委員長、副委員長、班長
		自主防災会役員の選出
		次年度スケジュール(全体、役割別)、予算案作成
		次年度防災委員選出依頼

防災委員に選出された方の負担を考え、年5から6回の集まりにしています。

みなさんの意見を聞きながら、回数を減らすことも考えなければなりません。逆に、リーダー、スタッフを育てるためには、研修(訓練)の回数をもっと増やす必要があります。集まる回数を増やすかあるいは1回の集まりの中身をハードなものにするか、様子を見ながら行っていかなければなりません。何より負担感を与えることは人作りに最もマイナスなことだと考え、様子を伺いながら、慎重に取り組んで行く必要があると考えます。

6年目以降は新たな5ヶ年計画に基づき活動していきます。

安否確認名簿の見直し、防災マップの見直し、資機材の見直し・補充、スキルアップのための研修訓練、意識を維持するための防災訓練などは引き続き定期的に行っていかなければならないことですが、主として動くリーダーを多く輩出するために、組織のメンバーを毎年変え、常に反省と新たな挑戦(取り組み)を繰り返す活動を行うことが、「絶対安心安全な船橋」に近づく方法ではないかと考えています。

(2)各種訓練案

枚方市危機管理室マニュアル、他市の自主防災会訓練(インターネット)などを参考。

- ①総合訓練(枚方市、消防団に依頼)
- ②合同自治会別訓練(防災委員のスキルを高めてから)
- ③避難訓練バージョン運動会
- ④DIG(カードを使って机上で避難所の運営を体験する)
- ⑤AED(AEDの使用方法を学ぶ)
- ⑥消火(消火器を使っての体験訓練)、情報伝達(内、外部への連絡方法)
- ⑦誘導(誘導方法を学ぶ)、搬送(毛布などを使って搬送方法を学ぶ)
- ⑧資機材(防災倉庫にある資機材の使用方法を学ぶ)防災センター等見学
- ⑨HUG(避難所運営ルール作り)
- ⑩日本赤十字社(赤十字防災啓発プログラム)

(3)各事業案

①安否確認名簿作成

現在すでに作成している東船橋一区町会のやり方を参考にして進めるのが良いと思われます。名簿の作成、保管方法、また、随時の新規加入者、定期的な見直しについては意見をまとめる必要があります。

②防災 MAP 作成

各合同自治会で、実際に歩いて危険箇所などを地図に書き込んでいきます。これも定期的な見直しが必要です。

③資機材の充実

まずは防災倉庫、倉庫の設置場所、資機材については既に揃えている自治会にリストを作ってもらい、それを参考に、不足しているものを揃えていきます。資機材の使用方法などの研修会を開く必要があります

④ボランティア募集

専門知識を持った方々の専門ボランティアは、回覧板などで参加を募ったり、その方のところへ足を運び、お願いする必要が出てきます。

学生ボランティアについては、ボランティアの意義(自発的に行うこと、ボランティアに見返りはないこと、など)を十分理解していただいた上で、尚且つ、保護者の承認を得た学生をスタッフとして名簿に載せます。そのための説明会が必要になってきます。災害時に各地より応援に来てくださるボランティアとは別として考えなければなりません。

(4)避難所運営委員会役員、自主防災会委員選出方法 案

①運営委員長

コミュニティ協議会会長またはそれに準ずる方より選出。任期期限無し。

②運営副委員長

コミュニティ協議会副会長またはそれに準ずる方より選出。任期期限無し。

③事務局長(総務班班長) = 避難所運営委員会実務リーダー

船橋校区自主防災会会長(企画運営委員長)が着任。任期の限りなし。

④総務班副班長

企画運営委員会副委員長、会計、書記、運営委員、防災委員より選出。任期の限りなし。

⑤班長(総務班は除く)

基本として任期は1年。企画運営委員、地区長、または副班長経験者より選出。

交代後副班長あるいは相談役として班をサポート。

※班の役割等は危機管理室避難所運営委員会マニュアル参考

⑥副班長

任期は2年以内。

専門部委員長、防災委員、企画運営委員、班長より選出。交代後班長あるいは相談役として運営委員会サポート

⑦専門スタッフボランティア

看護、介助、解体、大工等の専門知識を持った方を各地区で募集し、避難所運営委員会を設置する際にはボランティアとして選出し活動していただく。

⑧中学生ボランティア

年に1回行われるボランティア説明会に参加し、募集要項条件を満たした中学生をボランティアスタッフとして選出し活動していただく。

⑨自主防災会役員

企画運営委員会役員がそのまま兼任する。

⑩各地区防災委員

各地区地区長1名(自治会長)、防災委員(自治会長含む)各4名選出。選出方法は各地区にて決めていただく。(アドバイスは企画運営委員より行う。別紙参照)

自主防災会地区長、防災委員は避難所運営委員会活動委員も兼任する。

⑪企画運営委員

防犯、福祉、地域協、船橋小 PTA,招提北 PTA,防災委員 OB など

(5)地区(合同自治会)別 防災委員選出方法 案

B 地区	
地区長	①枚方ハイツ→②北部→③中部→④東部 (①から⑤を毎年輪番制)
防災委員	①×1②×1③×1④×0→①×2②×0×1③×1④×1 →①×2②×1③×0④×1→ (枚方ハイツは地区長を出した年は1名、出さない年は2名。北部、東部からは地区長を出した年以外はどちらかから1名)
C 地区	
地区長	①高野台→②荘苑→③新高野道→④晴光台→⑤ローズヴィレッジ (①から⑤を毎年輪番制)
防災委員	①×1②×1③×1⑤×1 (高野道荘苑が地区長の年は晴光台より1名)
F 地区	
地区長	①東山一→②招提北 その後①→②→①(隔年で回す)
防災委員	①×3、②×1→①×4→①×3、②×1 (常に東山一は4名、招提北は1名選出)

G 地区	
地区長	①東船橋→②樟南 その後①→②→①(隔年で回す)
防災委員	①×2、②×2→①×3、②×1→①×2、②×2
	(常に東船橋は 3 名、樟南は 2 名選出)

※上記はあくまでも案で、選出方法は各地区にお任せします。

(6) 自主防災会と避難所運営委員会

①災害が起きたら・・・

自分の身、家族の安全の確保、確認		
↓		
隣近所の人々の安全の確保、確認		
↓		
合同自治会自主防災会の(役割)活動	→	合同自治会のみでは無理の場合
↓		
合同自治会会員の安全確保、確認		↓
↓		
避難所運営委員会開設の確認		避難所運営委員会開設の確認
↓		↓
避難所運営委員会活動に参加		避難所運営委員会に応援依頼
↓		↓
避難者への対応等		避難所運営委員会からの応援と合同で活動
↓		↓
避難所運営委員会での役割活動		合同自治会会員の安全確保、確認
↓		↓
		避難所運営委員会活動に参加
		↓
船橋校区内全て人々の安全の確保、確認		
↓		
避難所運営委員会閉鎖		

②平常時

i) 合同自治会自主防災会 ※危機管理室自主防災会マニュアルを参考。

企画委員会の指導の元、合同自主防災会での役割に応じた訓練を行い、スキルを高める。また、安否確認名簿、防災倉庫内の資機材の充実、防災マップの作成を行い、災害に備える。

ii)避難所運営員

各班の役割を熟知し、DIG 訓練などで開設時のシミュレーションを繰り返し行い、災害に備える

避難所運営委員会の実質的リーダーで全ての指揮、瞬時の判断、決定権は、総務班長(事務局長)が行う。

(7)各呼び方について

枚方市の危機管理室のマニュアルや他市の自主防災会を参考にし、作成しましたので、混乱するかもしれませんがご了承ください。

【船橋校区自主防災会】

企画運営委員、合同自治会自主防災会(地区長、防災委員)のメンバーで組織し、避難所運営委員会を開設する際に活動委員として参加する。

平常時は船橋校区全体、避難所運営委員会(正確には準備委員会)、合同自治会自主防災会の活動の企画運営を行う。

メンバーから会長、副会長、書記、会計を選ぶ

【合同自治会自主防災会】

A から G までの 7 つ地区にコミュニティ内の自治会を分け、その地区ごとで、防災活動を行う。各合同自治会には地区長と4名の防災委員で構成。

【防災委員】

自主防災会に各合同自治会より選出されたメンバー。救出・消火、情報、避難・誘導、救護・衛生に配属。

【避難所運営委員会】

役所の指示で災害時に開設し、船橋小学校などで避難者の受け入れや各合同自治会への救出等の応援を行う。そのために平常時より避難所運営委員会(準備委員会)開設のための準備として総務、避難所管理、施設管理、情報広報、食料物資、救護、衛生、ボランティアの8つ班を設け、訓練を行い災害時に備える。

【活動委員】

避難所運営委員会が開設されたとき、各班に配属し、活動するメンバー。救出・消火→施設管理班、情報→情報班、避難・誘導→食料物資班

救護・衛生→救護班または衛生班

企画運営委員→総務班他、コミュニティ各専門委員→避難所管理班、ボランティア班他

【企画運営委員】

今まで、この名称で活動されてきたメンバー、防災委員として選出され、二年目以降も残られ活動されるメンバーと防犯、福祉、地域協、船橋小 PTA, 招提北中 PTA などからの出向メンバーで構成。

避難所運営委員会(準備委員会)の班長や副班長、相談役として、班をまとめる。また、校区自主防災会活動の企画運営を指揮する。

(8) 避難所運営委員会、自主防災会 担当 案

【避難所運営委員会】		【コミュニティ、自主防災会】
委員長	⇒	コミュニティ会長
副委員長(2名)	⇒	コミュニティ副会長(2名)
総務班班長(事務局長)	⇒	自主防災会会長(企画運営委員会会長)
総務班副班長(2名)	⇒	企画運営委員会会計、書記
避難所管理班班長	⇒	同副会長=救出・消火担当
情報広報班班長	⇒	企画運営委員会副会長=情報担当
施設管理班班長	⇒	船小 PTA 会長又は企画運営委員
食料物資班班長	⇒	企画運営委員=避難・誘導担当
救護班班長	⇒	企画運営委員=救護・衛生担当
衛生班班長	⇒	企画運営委員=救護・衛生担当
ボランティア班班長	⇒	地域協会長又は企画運営委員
各班副班長	⇒	企画運営委員、地区長、
		コミュニティ専門委員会委員長

(9) その他(今後の展開)

自主防災会をより良い組織にしていくために、まずは5カ年計画をしっかりと実行し、意識付も行っていきます。毎年各地区より出向していただく25名の防災委員の中からその後も続けて活動していただく方、毎年10名(企画運営委員が毎年10名ずつ追加)を目標とし、5年後には最低でも50名以上(防災委員25名、企画運営委員25名以上)の体制で活動できることを目指します。

5カ年計画実行後、リーダー、スタッフが育たなかった場合は、残念ですが、この校区の自主防災会の組織図や委員選出方法などを一から見直さなければなりません。災害が起こった場合、避難所運営委員会が最低限設けられるものを作っておかなければなりません。

まず、避難所運営委員会メンバーの選出方法ですが、委員長1名、副委員長2名、班長8名、副班長を16名から8名に減らし、計19名の組織にし、その19名は、自治会長(または

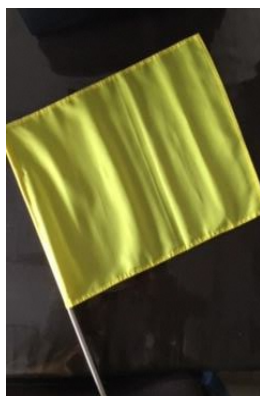
準ずる方)より16名と専門部委員長(または準ずる方)より3名を毎年、輪番制で選出する方法を提案します。

6 防災訓練の実施

(1)わが家は大丈夫、お隣さんは？「黄色い小旗作戦」

(2)訓練内容

大地震発生後、現在家にいる家族全員が無事(助けが必要でない)時、「わが家は大丈夫」「お隣さんを助けてあげて」の合図(目印)として「黄色い小旗」を玄関や道路から見える場所に掲げていただくものです。



える場所に掲げていただくものです。

小旗を掲げていないご家庭のみ、ご近所や消防が安否を確認することで、短時間に確実に行動できます。

玄関先への掲げ方については、ご自宅の玄関の形状に合わせ受けに挟んだり、門扉に掛けたり、窓に吊るしたりして外から簡単に確認出来るように掲げる。



「黄色い小旗」を掲げる基準は枚方市の震度が5強以上を目安に3日間は掲げる。(災害発生後、規模によっては安否確認に時間が必要になります。)

黄色い小旗作戦は、静岡県富士宮市や、箕面市で考えられ推進されている作戦を参考にしました。

7 防災訓練の検証

「黄色い小旗」作戦結果(船橋校区)

	令和元年度						令和2年度						令和3年度						
	第1回	5月	第2回	防災訓練	第3回	11月~12月	第1回	5月	第2回	防災訓練	第3回	11月~12月	第1回	5月	第2回	防災訓練	第3回	11月~12月	
地区名	世帯数	掲揚数	世帯数	掲揚数	世帯数	掲揚数	実施日	掲揚率	実施日	掲揚率	実施日	掲揚率	実施日	掲揚率	実施日	掲揚率	実施日	掲揚率	
枚方ハイツ			450	150	450	237													
			6月16日	33.33%	11月24日	52.66%	10月25日	56.24%											
高野道北部			22	17	21	9													
			6月16日	77.27%	11月10日	42.85%													
高野道中部			48	13	47	38													
			6月16日	27.08%	11月17日	80.85%													
高野道東部			8	6	-	-													
			6月16日	75.00%	-	-													
高野台			149	128	150	111	147	135											
			6月16日	85.90%	12月8日	74.00%		91.80%											
高野道荘苑			76	60	74	51													
			6月16日	78.94%	11月17日	68.91%													

		令和元年度						令和2年度						令和3年度					
		第1回	5月	第2回	防災訓練	第3回	11月~12月	第1回	5月	第2回	防災訓練	第3回	11月~12月	第1回	5月	第2回	防災訓練	第3回	11月~12月
地区名	世帯数	掲揚数	世帯数	掲揚数	世帯数	掲揚数	実施日	掲揚率	実施日	掲揚率	実施日	掲揚率	実施日	掲揚率	実施日	掲揚率	実施日	掲揚率	
新高野道			144	60	143	106	142	82	142	80									
			6月16日	41.66%	12月14日	74.12%		57.70%	12月13日	56.30%									
晴光台			24	12	-	-													
			6月16日	50.00%	-	-													
ローズビレッジ			203	118	204	51	204	74					205	47					
			6月16日	58.12%	-	25.00%	6月27日	36.30%					5月15日	22.92%					
東山2丁目			499	281	503	322	506	268	500	282									
			6月16日	56.31%	11月24日	64.01%	7月5日	53.10%	11月29日	56.40%									
東山住宅			136	65	136	70													
			6月16日	47.79%	12月15日	51.47%													
東山1丁目	523	360	539	275	541	318							501	269					
	5月26日	68.83%	6月16日	51.02%	11月24日	58.78%							6月6日	53.69%					
招提北			46	13	46	17	46	23											
			6月16日	28.26%	12月8日	36.95%	7月12日	50.00%											

	令和元年度						令和2年度						令和3年度					
	第1回	5月	第2回	防災訓練	第3回	11月~12月	第1回	5月	第2回	防災訓練	第3回	11月~12月	第1回	5月	第2回	防災訓練	第3回	11月~12月
地区名	世帯数	掲揚数	世帯数	掲揚数	世帯数	掲揚数	実施日	掲揚率	実施日	掲揚率	実施日	掲揚率	実施日	掲揚率	実施日	掲揚率	実施日	掲揚率
東船橋1			435	285	458	252							452	200				
			6月16日	65.51%	11月24日	55.02%							6月6日	44.24%				
樟南			92	40	91	72							88	39				
			6月16日	43.47%	11月24日	79.12%							6月6日	44.31%				
校区合計			2871	1534	2864	1654							1041	508				
			6月16日	53.43%	-	57.75%								48.79%				

この作戦は救助が必要な家庭、人の存在を出来るだけ早く確認し、隣近所で助け合うために「在宅の全員が無事のお宅は黄色い小旗を掲げる」ことです。掲がっていないお宅だけを確認することで早期に対応救援が出来て身体被害等を少なくするのが目的です。

8 参考資料

黄色い小旗作戦ポスター



大地震が発生したら!

わが家は大丈夫!

お隣さんは?

黄色い小旗作戦

自助・近助で助かる割合は**77%**
(阪神・淡路大震災時)

住居内の全員が無事で助けが不要の時

黄色い小旗掲揚

大地震発生後、現在家にいる家族全員が無事(助けなどが必要でない)な時「わが家は大丈夫」、「お隣さんを助けてあげて」の合図(目印)として「黄色い小旗」を玄関や道路から見える場所に掲げていただくものです。小旗を掲げていないご家庭のみ、ご近所や消防が安否を確認することで、短時間に確実に行えます。

使用例

玄関先への掲げ方については、ご自宅の玄関の形状に合わせ郵便受けに挟んだり門扉に掛けたり、窓に吊るしたりして外から簡単に確認出来る様に掲げてください。



「黄色い小旗」を掲げる基準は枚方市の震度が5強以上を目安に3日間は掲げてください。
(災害発生後、規模によっては安否確認に時間が必要になります。)

黄色い小旗作戦は、静岡県富士宮市や、其市で考えられ推進されている作戦を参考にしました。

船橋校区自主防災会

保存版

自助

災害に対し、あなたの取る行動が家族を守ります。

災害に備えた準備ができていますか？ **明日発生するかも分かりません**

①家を守る備え

耐震診断・改修・家具転倒防止対応・家具レイアウト変更・硝子飛散防止策他

②情報収集への備え

非常時の連絡先リスト作成・災害用伝言ダイヤル操作訓練（1日、15日）
携帯の充電器・電池パック・車載用携帯充電器・携帯ラジオ、テレビ

③復旧のための備え

非常持出品の袋詰め・食料、水、日用品、薬の備蓄とメンテ（最低三日間家族分）



地震発生直後どうしますか？ **自分と家族と誰が家は私が守る**

①身を守る行動（シェイクアウト）

姿勢を低くしゃがむ

頭、体の保護（布団、座布団、クッション、ヘルメット、枕等を被る）
机、テーブルの下へ潜り、テーブルの足を強く握って動かない。



②揺れが収まってからの行動

火の始末

●ガスは震度5以上で自動的に遮断します。●カセットコンロ等の転倒時の消火。
●停電した時、こたつ、ストーブ等が転倒していたらコンセントを抜いておく。
●復旧時、発火の恐れがあるので、家を離れる時はブレーカーを落とす。

出口の確保

ドアや窓を大きく開けて出口を確保、建物がゆがんでいる可能性あり。
(余震に注意)

安心情報

緊急連絡先リストから留守家族の安否確認。



もし、被災したら… 安否を確認にご協力ください!

住居内の全員が
無事で助けが不要の時

黄色い小旗掲揚

住居内で怪我等で動けない・火災が発生、
その他助けが必要な時

**大声で助けを呼ぶ・笛、
ホイッスルで助け呼ぶ・夜間は
懐中電灯を点滅で助け呼ぶ**

避難の準備行動 **避難の原則初動は自己完結**

①避難する、しないの判断をする

しない	自宅の被害少ない・火災の発生や延焼火災の恐れが無い時
する	・自宅倒壊、火災延焼の恐れ - 室内家具等散乱激しく生活できない ・避難勧告・避難指示が出た

②一時避難場所への避難（避難所開設まで、余震状況を様子見の段階）
最低限の荷物（非常持出品）を持ち避難



近助

災害に対し、あなたの取る行動が隣近所を守ります。

隣近所は自分たちで守る **みんなで消火みんなで救出**

- ①自宅の無事確認後外に出て声の掛け合い、黄旗の掲示確認
- ②火災、倒壊、負傷者の発見と初期対応

